

一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）等の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成24年3月19日（月）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）等の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山地内から同市大字五丁台字上地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 様々な要望等に対し、どの行政機関が手続上の主体となるかはわかりにくいところがあり、また、住民の感情を理解し、納得してもらうことはなかなか難しいことであるが、やはり丁寧に説明していくというプロセスが大事ではないか。
- ・ 埼玉県の圏央道は、物流上重要な幹線になると思われるが、さらに、東北道、関越道、中央道、東名等を結び、都心への交通流入を減らすといった圏央道全体の公共性も強調した方がよいのではないか。
- ・ 圏央道の公益性は大きく、本件区間が完成すると、圏央道の広域ネットワークがかなり実質的なものとなると思われる。